

就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）業務 の指定都市への移管や国・県との連携強化について

1 公共職業安定所（ハローワーク）の権限移譲について

《 現 状 》

アクションプランについて

- 国のアクションプラン（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）においては、「一体的実施を 3 年程度行い、成果と課題を十分検証し、地方公共団体への権限移譲について検討する」こととされているが、検証の場は設けられていない。

提案募集方式について

- 国の「提案募集方式」に対する指定都市の共同提案への、国からの回答は「対応不可」であった。
- ハローワークについては、多くの団体から提案があったが、重点項目として位置付けられず、ヒアリングも実施されなかった。（重点項目と位置付けられた提案の約 3/4 が、その趣旨を踏まえ対応されることとなった。）
- 最終的に、国においては、「一体的実施、求人情報のオンライン提供など、ハローワークと地方公共団体と一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める」ことと整理された。

《 課 題 》

- 国の方針である、これまでの取組の継続強化では、権限移譲と同程度の効果を期待することは困難であり、指定都市としては権限移譲の実現を目指して要請していく必要があるのではないかと。
- 他方、提案募集に対する国の対応等を見ると、最終目標である権限移譲までの間の当面の措置として、国及び県との連携を強化していくことも必要ではないかと。

2 国及び県と連携した雇用対策について

(1) 一体的実施について

《 現 状 》

- 国と連携した取組の代表例である一体的実施は、生活保護受給者などの生活困窮者を対象とする「生活困窮者型」と、若年者など年齢で制限を加えているものもあるが、生活困窮者型と比べて広範囲な市民を対象としている「一般型」の、大きく二つの類型に分類できる。（類型ごとの特長及び課題について、以下で整理する。）

- 一体的実施は、平成 23 年の開始以降、「生活困窮者型」「一般型」共に、これまで着実に成果を挙げている。
- しかし、国のアクションプランに掲げる、成果と課題の検証を実施する目途は立っていない。

《 課 題 》

- 国と指定都市の間で、ハローワークについての方針が大きく異なる中、一体的実施の成果と課題の検証が行われなければ、認識のすり合わせもできず、合意形成を図ることも到底期待できないので、国はこうした検証の場を設けるべきではないか。
- 国の予算などの都合で、必ずしも指定都市の希望する場所で実施できない場合があるため、指定都市が希望する場所で実施できるようにする必要があるのではないか。

ア 一体的実施（生活困窮者型）について

《 特 長 》

- 指定都市が実施する福祉行政との関連が深く、指定都市の強みを発揮しやすい。

《 課 題 》

- 2つの実施主体があることにより、柔軟な運営ができず、事務が煩雑になっているなどの課題に対応するため、希望する指定都市が、ハローワークの職業紹介・相談業務を受託できるようにする必要があるのではないか。

イ 一体的実施（一般型）について

《 特 長 》

- ハローワークの設置個所数が限られる中、ハローワークを地域的に補完するものとして比較的幅広い住民に利用されている。

《 課 題 》

- 職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務が行われていないなどの課題に対応するため、希望する指定都市において、これらの業務も一体的実施において実施できるようにする必要があるのではないか。

(2) 一体的実施以外の国・県との連携

《 現 状 》

- 指定都市の強みを発揮して就労支援を強化できる分野として考えられる、障害者の雇用促進、介護・看護・保育といった福祉人材の確保、誘致企業の人材確保、若

年者の雇用対策などの分野については、福祉施策や産業施策の側面から、指定都市が就労支援に取り組む必要性が高まってきている。

《 課 題 》

- 労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行うプロセス（連携調整会議の場など）を確立すべきではないか。
- 指定都市と連携して地域の実情に応じた施策展開ができるようにするため、厚生労働本省は、労働局に十分な権限を与えるべきではないか。
- 指定都市間で国・県と連携した就労支援の好事例を情報交換・共有し、支援の強化と国の制度の改善につなげていくことも必要ではないか。

「一体的実施」の成果について

- 現在、全ての指定都市で「一体的実施」に取り組んでいる。
- 施設数（合計）を見ると、常設窓口が 115、巡回窓口が 16 となっており、常設窓口が 85、巡回窓口が 11 であった前回集計時点（平成 26 年 3 月末）と比べ、新設や巡回窓口の常設化により、常設窓口が大幅に増えている（30 窓口、35.3%増）。
- 窓口開設以来の利用者数の累計は 9 万 874 人で、そのうち 51.1%に当たる 4 万 6,409 人が就職するなど、「一体的実施」は着実に成果を挙げている。

1 一体的実施（生活困窮者型）の支援実績等

- 類型ごとの内訳を見ると、主に生活保護受給者などを対象としている「生活困窮者型」の利用者数は 3 万 1,262 人で、そのうち 57.2%に当たる 1 万 7,873 人が就職している。

（平成 27 年 3 月末現在）（単位 施設、人、件）

都 市 名	区 の 数	施設数		支援実績		
		常設	巡回	新規求職者数	職業相談件数 （延べ）	就 職 者 数
仙 台 市	5	4		818	7,006	493
さいたま市	10	8	2	4,442	28,322	2,620
千 葉 市	6	3		1,659	6,358	1,337
横 浜 市	18	13		2,727	10,844	1,693
川 崎 市	7	3		1,080	6,309	529
相 模 原 市	3	2		581	3,790	350
新 潟 市	8	3		712	9,074	321
静 岡 市	3	3		703	6,415	533
浜 松 市	7	1		498	5,309	417
名 古 屋 市	16	14		4,243	－	1,899
京 都 市	11	10		2,532	13,726	1,382
大 阪 市	24	9	11	3,115	16,042	1,957
堺 市	7	1	1	89	542	36
神 戸 市	9	5		2,156	12,946	1,011
岡 山 市	4	3		1,079	5,892	796
広 島 市	8	6	2	2,060	16,267	1,142
北 九 州 市	7	2		1,585	5,675	728
福 岡 市	7	4		508	3,181	210
熊 本 市	5	2		675	5,187	419
計		96	16	31,262	162,885	17,873 (57.2%)

※ 相談回数が週 1 回未満の施設は、今回の集計には含めない取扱いとしている。

2 一体的実施（一般型）の支援実績等

- 広範囲な市民を対象としている「一般型」の利用者数は5万9,612人で、そのうち47.9%に当たる2万8,536人が就職している。

（平成27年3月末現在）（単位 施設、人、件）

都 市 名	区 の 数	施設数		支援実績		
		常設	巡回	新規求職者数	職業相談件数 （延べ）	就 職 者 数
札幌市	10	7		23,301	85,415	9,697
さいたま市	10	1		4,936	18,843	1,937
千葉市	6	2		1,555	19,503	1,715
相模原市	3	1		390	1,476	173
名古屋市	16	1		3,093	7,340	1,408
大阪市	24	2		5,888	46,352	3,551
堺市	7	1		724	2,710	280
北九州市	7	2		9,601	28,766	7,020
福岡市	7	2		10,124	82,521	2,755
計		19	0	59,612	292,926	28,536 (47.9%)

※ 生活困窮者などを対象としていても、生活保護受給者等の相談件数が全体の半数に満たない施設については「一般型」で集計している。

国及び県と連携した雇用対策について

1 生活困窮者の雇用対策

(1) 連携した取組の内容

ア ハローワークとの一体的実施（全市）

区役所等における常設又は巡回による就労支援窓口において、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者等を対象に、ハローワーク職員が職業相談・職業紹介業務を実施している。

イ 生活保護受給者向けのセミナーを労働局・市が連携して実施（札幌市、さいたま市）

生活保護受給者等のうち、市が必要と判断した者や受講を希望する者を対象に「就労意欲の向上」、「就職活動の基礎的スキルの習得」等を目的としたセミナーを、労働局・市が共同実施するなど連携して実施している。

ウ 一体的実施施設で職業訓練に係るメニューの提供及び相談の実施（さいたま市、新潟市、岡山市、広島市）

職業訓練を希望する者に対し、就労支援窓口において、国・県の職業訓練メニューの提供又は職業訓練に関する相談を実施している。

(2) 上記取組における課題

- 就労支援窓口未設置区の解消及び巡回窓口の常設化に向け、労働局と協議する必要がある。
- 窓口の利用促進のため、支援対象者の就労支援窓口への利用勧奨や送り込み等を積極的に実施する必要がある。
- ハローワーク単位で事務取扱に差があり、統一的な事業運営がしにくい。
- 支援対象者の情報共有に制限がかかる場合があり、連携に支障が生じることがある。
- 生活困窮者自立支援法の支援対象者への就労支援体制を検討する必要がある。

2 若者の雇用対策

(1) 連携した取組の内容

ア 就職ガイダンス・合同企業面接会・求人枠確保要請の実施（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、

京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

新卒者等向けの就職ガイダンス、合同企業面接会等を労働局と共催又は連携して実施している。また、経済団体等に対し、労働局及び関係機関との連名で、高等学校及び大学等卒業予定者の求人枠確保についての要請を行っている。

イ 若年求職者向けの相談拠点を設け、ハローワークと一体的に支援（北九州市）

若年求職者を対象にした就職支援の拠点「若者ワークプラザ北九州」を市内 2 か所に設置し、国及び県と連携しながら、就業相談、職業紹介、セミナー等を開催している。うち 1 か所はハローワークと一体的に支援を行っている。

ウ 保護者向けセミナー等の開催（千葉市、新潟市、神戸市）

国や県と連携し、就職活動中の子を持つ保護者向けのセミナー等を開催している。

エ 企業ガイドブックの作成（新潟市）

大学生向けの企業ガイドブックを、ハローワーク、商工会議所等と連携して作成している。

オ 地域若者サポートステーションで地域の実情に応じた事業の実施（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、広島市）

地域若者サポートステーションにおいて、労働局と連携して、地域の実情に応じた若者の職業的自立支援事業を実施している。

カ デジタルコンテンツクリエイター育成事業の共同実施（福岡市）

概ね 40 歳未満のフリーター等の正社員就職を支援するため、Web デザイン等の技術を身に付けるための講座を、県と共同で実施している。

キ 「有給長期インターンシップ」モデル事業の実施（広島市）

若者の雇用に関するミスマッチを防止するため、多くの若者が多様なインターンシップの機会を得られるよう、県と連携し、県は既存インターンシップの上積み、市は有給長期インターンシップにモデル的に取り組んでいる。

ク 若年求職者対象職場見学会の開催（さいたま市）

若年求職者を対象としたさいたま市内企業への職場見学会事業を国と共同で実

施している。

(2) 上記取組における課題

- 利用促進、求人企業の質の確保を図るとともに、就職後のフォローや定着支援等を実施する必要がある。
- 平成 27 年度から「サポステ・学校連携推進事業」が廃止されている。
- 学生の大企業志向が強く、地元中小企業にあまり関心が向かない。

3 高齢者の雇用対策

(1) 連携した取組の内容

ア シルバー人材センターの就業支援（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

ハローワークに就職・就業相談で訪れる住民が、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業を希望する場合には、ハローワークにおいてこれらの業務への就業機会を提供するシルバー人材センターを紹介するよう依頼している。

イ ハローワーク又は県の施設と連携して、高齢者に対する就業支援等を実施（神戸市、北九州市）

神戸市では、「生涯いきいき情報センター」を設置し、相談員がハローワーク等と連携して就業支援等を実施している。北九州市では「高年齢者就業支援センター」と隣接するハローワークとで、相互に利用者の誘導を行うとともに、県の施設及び関係団体との連携により、高年齢者就業合同相談会を実施している。

ウ 「協同労働」モデル事業の実施（広島市）

自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場を創出するためのモデル事業を、労働局と連携して実施している。

(2) 上記取組における課題

- 類似する国や県の施設とさらなる連携強化が必要である。

4 子育て中の方の雇用対策

(1) 連携した取組の内容

ア 母子家庭等就業支援事業の実施（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

県やハローワークと連携して、母子家庭の母等に対し、就業相談、職業紹介、セミナー等きめ細かな就労支援を実施している。

イ 女性に対して職業相談・職業紹介を行う拠点の設置（大阪市）

「しごと情報ひろばマザーズ」を設置し、ハローワーク等と連携し、子育てのために離職した女性などを対象に、無料の職業相談、職業紹介を実施している。

ウ 男女共同参画センターにおけるハローワーク職員による出張相談、セミナー等の実施（横浜市、新潟市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市）

市の男女共同参画センターが実施する就労支援講座やイベント等において、ハローワーク職員による出張相談、セミナー等を実施している。

エ マザーズセミナーで保育サービスに関して説明（仙台市、新潟市）

マザーズハローワークの実施する就職支援セミナーにおいて、保育所の入所状況や各種保育サービスについての情報提供及び保育所の入所申込方法、保育所で一日の流れなどについて説明を行っている。

オ 母子家庭の母を雇用する企業に対する助成（熊本市）

母子家庭の母等、就職困難者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業所に対し、「母子家庭の母等奨励金」を支給している。

カ 託児付就職支援セミナーの共同開催（さいたま市）

子育て世代の求職者の就職支援として、託児付就職支援セミナーを国と共同で実施している。

(2) 上記取組における課題

- 女性に特化した市の事業が全般的に少なく、国や県と連携して就労支援体制を強化するに至っていない。
- 講座、セミナー等の利用者が伸び悩んでいる。

5 障害者の雇用対策

(1) 連携した取組の内容

ア 合同面接会・説明会等の開催（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

障害者向けの合同面接会、説明会を労働局や県と共催又は連携して実施している。

イ 障害者を総合的にサポートする拠点を設置し、関連の施設と連携して支援（さいたま市、横浜市、新潟市、浜松市、北九州市、福岡市）

障害者の就労を総合的にサポートする拠点を設置し、ハローワーク及び就労支援機関等と連携した就労支援を実施している。

ウ 障害者雇用促進のための連絡会等の設置（仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

障害者雇用の拡大、定着を支援するため、市、ハローワーク及び関係機関で構成する連絡会等を設置し、より効果的な事業等について検討を進めている。

エ 伴走型サポートをハローワークと連携して実施（新潟市、浜松市）

市は、障害者雇用の経験が少ない企業に対し、採用前の従業員の障害特性の理解から、採用後の職場でのコミュニケーションの醸成まで、企業のニーズに沿った支援を実施している。ハローワークは企業に対し、当該事業の紹介を行っている。

オ 障害者施設と企業の商談会や販売会の開催（北九州市、福岡市）

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、県と連携し、障害者就労施設と企業との商談会や商業施設における大規模販売会を開催している。

カ 意識啓発のためのセミナーの共催・講師派遣（横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市）

障害者雇用に関する意識啓発を図るため、ハローワークとの共催、若しくはハローワーク職員を講師に迎え、セミナーを開催している。

キ 障害者を雇用する企業に対する助成（新潟市、熊本市）

障害者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた

事業所に対し、「障がい者雇用促進奨励金」を支給している。

(2) 上記取組における課題

- 「障害者施設と企業の商談会や販売会」への協力企業数が伸び悩んでいる。

6 誘致企業の人材確保対策

(1) 連携した取組の内容

ア 誘致企業向けのセミナーや合同面接会の開催（新潟市、岡山市）

市が立地した企業等のセミナー、合同就職面接会を、ハローワーク等と連携して開催している。

イ 誘致企業等の人材確保に向けた支援（新潟市、静岡市、広島市、熊本市）

市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は、当該企業への求人開拓や職業紹介を行うなど、連携して誘致企業等の人材確保を支援する。

7 職業訓練

(1) 連携した取組の内容

ア 認定訓練施設の運営（熊本市）

認定職業訓練施設を県と連携して運営している。

イ 認定訓練施設への助成（さいたま市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、北九州市、福岡市、熊本市）

人材育成、技能向上を図るため、県と共に、認定訓練施設に対する助成をしている。

ウ 委託訓練のコース設定に係る県との連携（広島市）

県立高等技術専門学校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、市が参画・連携する仕組みについて、検討を進め、平成 27 年度から、その検討結果に基づく訓練を実施することを目指している。

(2) 上記取組における課題

- 職業訓練法人で実施する訓練コースへ十分関与できない。
- 国と市で設置したふるさとハローワークで訓練への登録ができない。
- 職業訓練に関して、市側のノウハウや情報が十分でない。
- 市が把握した地域の実情・ニーズを反映した職業訓練コースの設定において、期間や単価について国の制約があるため、柔軟な対応ができない。
- 保育士養成コースの設定において、保育士養成校の定員枠に関する国の運用が厳格なため、訓練生のための新たな枠の確保が難しく、コース設定が困難である。

8 看護職員及び保育士の人材確保

(1) 連携した取組の内容

ア 保育士復職支援拠点の運営（横浜市、川崎市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、福岡市）

保育士復職支援拠点（保育士・保育所支援センター）を、県との共同運営や、ハローワークと連携等して運営している。

イ 看護職員復職支援拠点の運営（名古屋市）

市立看護専門学校に「なごやナースキャリアサポートセンター」を設置し、復職を希望する潜在看護職員に対する研修会及び復職相談を実施するほか、ハローワークの就職説明会にブースを出展している。一方、ハローワークは、同センターの研修会等の紹介、研修会受講者へ職場見学（医療機関や福祉施設）や職業紹介等を行うなど事業連携している。

ウ 福祉人材バンクの運営（浜松市）

福祉人材の育成及び確保のため、就労あっせん事業や福祉サービス等に関する啓発・広報事業を浜松市社会福祉協議会に委託して実施している。事業の実施に当たっては、ハローワーク等と連携している。

エ 合同説明会・面接会等の開催（さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

看護職員及び保育士等の福祉人材の不足に対応するため、ハローワークや県と連携し、合同説明会・面接会等を開催している。

(2) 上記取組における課題

- 支援拠点や施策について、潜在看護職員、保育士に対する周知が十分にできていない。
- 処遇が、厳しい労働条件に相応しい水準には届いておらず、人材不足の大きな原因となっている。
- 福祉人材バンクについては、ハローワークと距離が離れているため、十分に連携できない面がある。